

鹿児島県後期高齢者医療広域連合パブリックコメント制度実施要綱

平成22年5月21日

最終改正 令和5年3月28日

(目的)

第1条 この要綱は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行うパブリックコメント制度の実施に関して必要な事項を定めることにより、広域連合の政策形成過程における公正の確保及び透明性の向上を図り、もって開かれた後期高齢者医療制度の運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「パブリックコメント制度」とは、広域連合の基本的政策を定める計画（以下「基本的計画」という。）の策定又は改定（以下「策定等」という。）の過程において、当該計画の案その他必要な事項を住民等に公表し、公表したものに対して住民等から意見及び情報（以下「意見等」という。）の提出を受け、提出された意見等を考慮して意思決定を行うとともに、意見等に対する広域連合の考え方を公表する一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、広域連合長、選挙管理委員会及び監査委員をいう。

3 この要綱において「住民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 広域連合の区域内に住所を有する者
- (2) 広域連合の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 広域連合の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 広域連合の区域内に存する学校に在学する者
- (5) パブリックコメント制度に係る事案に利害関係を有すると認められるもの

(対象)

第3条 パブリックコメント制度の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 基本的計画の策定等
- (2) 前号に掲げるもののほか、パブリックコメント制度を実施することが適当であると広域連合長が認めたもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント制度の手続を要しないものとする。

- (1) 住民等からの意見を聴取する手続について、法令、条例又は規則に別段の定めがある場合
- (2) 実施機関が緊急を要すると認める場合
- (3) 実施機関が軽微な変更と認める場合
- (4) 実施機関に裁量の余地がないと認められる場合
(公表時期及び公表事項)

第4条 実施機関は、基本的計画の策定等を行うときは、あらかじめ当該計画の案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により基本的計画の案を公表するときは、意見等の提出期間、提出方法、提出先等必要な事項を併せて明示するものとする。

3 実施機関は、前2項の規定により基本的計画の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するよう努めるものとする。

- (1) 基本的計画の案の概要
- (2) 基本的計画の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (3) その他必要な事項
(公表方法)

第5条 前条の規定による公表は、広域連合のホームページへの掲載により行うものとする。

(意見等の提出期間)

第6条 実施機関は、住民等が基本的計画の案についての意見等を提出するために必要と判断される期間を考慮し、原則として30日程度を目安として提出期間を定めるものとする。

(意見等の提出方法等)

第7条 意見等の提出の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール

(5) その他実施機関が認める方法

2 実施機関は、意見等を提出しようとする住民等に、住所及び氏名等を明記するよう求めるものとする。

(提出された意見等の取扱い)

第8条 実施機関は、前2条の規定により提出された意見等を考慮して、基本的計画の策定等を行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定により基本的計画の策定等を行ったときは、提出された意見等の概要及びこれに対する実施機関の考え方を公表するものとし、当該計画の案を修正したときは、修正の内容及びその理由を公表するものとする。ただし、提出された意見のうち、公表することにより提出した者の権利又は利益を害するおそれがあるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。

3 実施機関は、提出された意見等に対する個別の回答は行わないものとする。

4 第5条の規定は、第2項の規定による公表の方法について準用する。

(個人情報の保護等)

第9条 実施機関は、収集した個人情報について個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従って適切に取り扱わなければならない。

2 実施機関は、住民等から提出された意見等に鹿児島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例(平成19年条例第17号)第7条各号に規定する不開示情報が含まれていると認めるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメントの実施について必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、施行の日以後に実施機関が策定等を行う基本的計画について適用し、既に策定等の過程にある基本的計画については、適用しない。ただ

し、実施機関において必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。